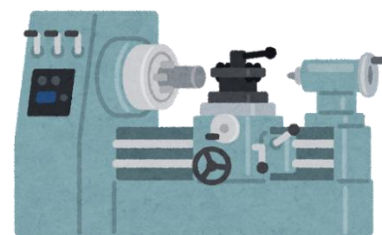
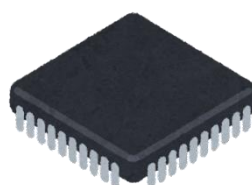
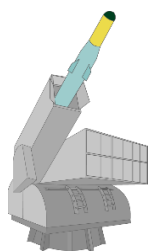


福岡大学法科大学院

第2回キャリアセミナー

「安全保障輸出管理の概要と問題点」

— 輸出はもちろん、サンプル品送付、手荷物持込、研究発表、アップロードにも許可が必要です。



日時：令和3年11月25日(木)18時より19時30分まで

場所：福岡大学法科大学院棟 602 教室(遠隔配信併用)

講師：佐藤 弘基 氏 (経済産業省安全保障貿易自主管理アドバイザー、
九州大学准教授・法務統括室長補佐、
福岡大学安全保障輸出管理アドバイザー-客員准教授)

遠隔時の申込： 福岡大学法科大学院事務室(大坂谷・藤内)

電話：092(871)6631(代)(内4812)

E-MAIL: houka@adm.fukuoka-u.ac.jp

安全保障貿易管理とは

「我が国をはじめとする主要国では、武器や軍事転用可能な貨物・技術が、我が国及び国際社会の安全性を脅かす国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐため、先進国を中心とした国際的な枠組み(国際輸出管理レジーム)を作り、国際社会と協調して輸出等の管理を行っています。

我が国においては、この安全保障の観点に立った貿易管理の取組を、外国為替及び外国貿易法に基づき実施しています。」

(経済産業省ホームページ <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/gaiyou.html> より)

このような規制の一環として、様々な輸出管理が行われていますが、規制の対象となるのは輸出業務だけではなく、海外見本市への参加、サンプル品の送付や手荷物としての持込等のあらゆる企業の営業活動にも及んでいます。

さらには、海外の学会での発表、国際共同研究、クラウドへのアップロードによる研究情報の共有、留学生の受入れなど、様々な活動が規制の対象になっており、大学も無縁ではありません。

これに違反した場合には、個人には最高で 10 年以下の懲役または 3000 万円以下の罰金(外為法 69 条の 2 第 2 項)、法人には 10 億円以下の罰金(同 71 条 1 項)が科されます。さらには、法人名は公表され、世間的な評判を大きく損なう一方、罰金も含めた具体的な損害額に関しては、株主代表訴訟の対象にもなるため、輸出企業を中心に社内体制の構築、管理のための社内規定の構築や見直し、内部統制の確保などの対応が求められており、現在、国際的な活動を行う企業や大学の法務担当者を悩ませています。

本セミナーは、法科大学院生のキャリア選択の多様化として法科大学院生を対象にしたものですが、今回に関しては、一般にはあまり知られていないが社会的な影響が大きいテーマであるため、弁護士の先生方や大学関係者等にお声掛けさせていただいております。実際に教室に来ていただくことも可能ですが、WebEX による遠隔対応も致しておりますので、ご興味のある方は是非、ご面倒ですが、おもて面の申込先までご一報ください。追って、ログイン情報をご連絡いたします。

佐藤 弘基 氏のプロフィール

九州大学大学院博士後期課程の後、2007 年より九州大学知的財産本部国際産学官連携センター学術研究員として活動。その間、九州大学ビジネス・スクールで MBA を取得。2013 年より、九州大学国際法務室等で、九州大学の国際法務を担当。現在、九州大学法務統括室室長補佐。2019 年より、経済産業省安全保障貿易自主管理促進事業アドバイザーとして活動。また、2021 年 4 月に福岡大学客員准教授にも任用され、本学の知的財産管理と研究の国際化にご尽力いただいております。

佐藤氏は、九州大学において国際法務担当としての常務を担う立場にあるため、今回のキャリアセミナーでは、非営利団体の法務担当者としての活動内容についても、お話しいただく予定です。